

健全化判断比率及び資金不足比率について

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について公表いたします。

○本村における各指標は以下のとおりで、健全化判断比率はいずれも早期健全化基準以下であり、また、各公営企業に係る資金不足比率も資金不足を生じた会計がないため該当がありませんでした。

健全化判断比率

指 標	令和6年度決算	令和5年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 一般会計等の標準財政規模に対する実質赤字の割合	—	—	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率 特別会計を含む全会計の標準財政規模に対する実質赤字の割合	—	—	20.00%	30.00%
実質公債費比率 標準財政規模に対する一般会計等における実質的な公債費の割合	7.8%	7.8%	25.00%	35.00%
将来負担比率 標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合	—	—	350.00%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに赤字額がないため、また、将来負担比率は、将来負担すべき額に対して充当可能な財源額が上回っているため「—」で表示されます。

資金不足比率

各公営企業会計の事業規模に対する資金不足額の割合

特別会計の名称	令和6年度決算	令和5年度決算	経営健全化基準
土地開発事業特別会計	—	—	20.0%
簡易水道事業会計	—	—	20.0%
水をきれいにする事業会計	—	—	20.0%

※各公営企業ともに資金不足額がないため「—」で表示されます。